

●香川県告示第537号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに
関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市都市整備部建設課において平成20年12月9日から10年間閲覧に供する。

平成20年12月9日

香川県知事 真鍋 武紀

1 竣功認可年月日

平成20年12月3日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋 武紀

3 埋立区域

(1) 位置

香川県丸亀市港町307番9、312番及び317番に接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑮の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 四等三角点丸亀城（北緯34度17分08.7212秒、東経133度47分59.9384秒）から
329度01分24秒 1,301.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から334度19分14秒 7.87メートルの地点

③の地点 ②の地点から47度30分34秒 4.96メートルの地点

④の地点 ③の地点から136度22分34秒 1.03メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から47度24分42秒 82.56メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から334度10分45秒 26.48メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から245度25分12秒 1.05メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から334度13分30秒 107.15メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から64度11分35秒 1.42メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から334度13分38秒 96.34メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から344度52分30秒 1.62メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から334度13分38秒 95.70メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から330度53分26秒 1.72メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から334度13分36秒 69.87メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から54度13分33秒 3.86メートルの地点

(3) 面積

2,316.22平方メートル

4 免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年1月6日

(2) 免許番号

10港A第64号